

外国人労働者は建設業キャリアアップシステム (CCUS)に登録が必要です！

- 事業者（会社）は「事業者登録」をする事が必須となります
- 技能実習生外国人を「技能者登録」することが必須です。
（1号実習生は、2号に移行するまでに、登録を完了）
- 1号特定技能外国人を「技能者登録」することが必須です。

	特定技能	技能実習	外国人建設就労者受入事業
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人受入れに関する計画の認定を受けること ・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること ・建設業者団体が共同して設立した団体（国土交通大臣の登録が必要）に所属していること 等	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習計画の認定を受けること ・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること 等	<ul style="list-style-type: none"> ・適正監理計画の認定を受けること ・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること 等
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人に対し、 <ul style="list-style-type: none"> >日本人と同等以上の報酬を >安定的に支払い、 >技能習熟に応じて昇給を行うこと ・1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること ・1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生に対し、 <ul style="list-style-type: none"> >日本人と同等以上の報酬を >安定的に支払うこと ・雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること ・技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること ※1号実習生は、2号移行時までに登録完了すればよい 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人建設就労者に対し、 <ul style="list-style-type: none"> >日本人と同等以上の報酬を、 >安定的に支払い、 >技能習熟に応じて昇給を行うこと ・外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること ・外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人と外国人建設就労者との合計の数が、常勤職員の数を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと ※優良な実習実施者・監理団体については免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人と外国人建設就労者との合計の数が、常勤職員の数を超えないこと

今井行政書士事務所では、「建設キャリアアップシステム（CCUS）登録代行行政書士」の登録をしており、手間のかかる登録申請を事業者の方に代理して電子申請で対応しています。費用などは、裏面をご参照ください。

ご相談や手続依頼がございましたら、お気軽にご連絡をいただけますようお願いしております。

今井労務管理事務所・今井行政書士事務所

代表 社会保険労務士・行政書士 今井 敬史

〒320-0838 宇都宮市吉野2-1-2

電話：028-678-9131 FAX：028-679-9132

携帯：090-7186-2421 E-MAIL：info@imai-office.com

HP：http://www.imai-office.com

